

【陳情の審査】

陳情第14号

「道路法」を無視して、市道路（歩道）上を占有している「プラスチック製ゴミ箱」及び「ゴミコンテナ」の撤去に関する陳情

陳情第15号

「道路法」を無視して、市道路（歩道）上を占有している「ゴミコンテナ」の撤去に関する陳情

資料1 仲見世通商店街及び砂子2丁目交差点付近に設置されているゴミ容器について

資料2 駅前大通り商店街に設置されているゴミ容器（ゴミコンテナ）について

参考資料 パンフレット「クリーンな街からリサイクルを」

陳情第 1 4 号説明資料

仲見世通商店街及び砂子 2 丁目交差点付近に設置されているごみ容器について

1 現状

仲見世通商店街及び砂子 2 丁目交差点付近にはごみ容器が路上に設置されており、ごみ収集後も敷地内に片付けられることなく、その多くが、常設されている状況にある。

ごみ容器の使用は、道路法上の課題はあるが、一方では、ごみの散乱や悪臭の抑制に一定の効果を果たしている。

2 ごみ容器の設置の経緯

平成初期、人口増や好景気の影響からごみが急増し、カラス等によるごみの散乱が発生し、商店街の景観が損なわれていた。そのため、当時の生活環境局と経済局との共同事業として、商店街の環境改善とイメージアップを目的に、ごみ収集を専用統一容器により行うとする商店街に対して助成を行う「川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業」を実施し、仲見世通商店街等へのごみ容器導入を推進していた。

- 平成 4 年 9 月 仲見世通商店街において、川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業としてごみ容器を導入
- 生活環境局と商店街で協議を重ねてパンフレット「クリーンな街からリサイクルを」作成（別添「参考資料」参照）
- 道路の不法占用とならないよう、ごみ容器にはキャスターを付けており、収集した後、敷地内へ収納することとしていた。
- ごみ容器の購入費用については、当時、経済局の「川崎市中小企業団体共同施設補助金交付要綱」に基づき、購入費の約半額を補助していた。

【川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業（CRM）】

川崎市では、ごみの散乱等により、街の景観を損なっている商店街・繁華街を清潔にし、また、ごみの減量化・再資源化による環境保護を目的に、川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業に取り組んでいます。

クリーンな街づくりとリサイクルの推進で、商店街のイメージアップを図り、新たな「商店街文化」を作りましょう。 出典：生活環境局（H4）「クリーンな街からリサイクルを」

3 現在の取組状況

当該エリアに設置されているごみ容器の多くは、川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業を契機として導入されたものであり、「収集が終わったら片付ける」ことを条件としていることから、改めて、商店街に対して当初の設置経過や条件を説明し、ごみ容器の適正管理について相談をしている。また、川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業とは別に独自で設置されている砂子 2 丁目交差点付近のごみ容器については、現在も管理会社及び各店舗と適正管理について調整を図っている。

【陳情第 1 4 号 仲見世通商店街ほか】



【ごみ容器等の場所】
 ①～⑥ 下記の写真参照
 ・ ごみ容器等が確認された場所

① 13個



② 1個（敷地内）



③ 1個（敷地内）



④ 3個



⑤ 2個



⑥ 1個



陳情第 15 号説明資料

駅前大通り商店街に設置されているごみ容器（ごみコンテナ）について

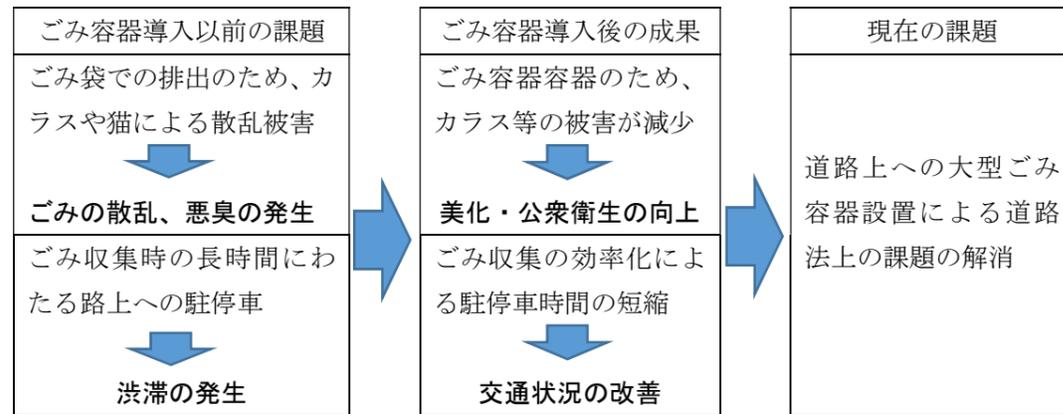
1 現状

駅前大通り商店街には「川崎駅前大通り商業協同組合」の所有する大型の「ごみ容器」が歩道上に 23 個常設されている。ごみ容器は、ごみの散乱防止による公衆衛生の向上やごみ収集車のバス通りへの停車時間の削減を目的に導入された経緯があり、道路法の課題はあるが、ごみ容器を使用することにより、ごみの散乱防止、悪臭の抑制及び交通状況の改善に一定の効果を果たしている。

2 ごみ容器の設置の経緯

平成初期、商店街のごみについては袋等での排出であったため、カラスや猫によるごみ散乱が発生し、不衛生な状況が生じていた。また、ごみ容器導入以前は市で月曜日から金曜日まで毎日ごみを収集しており、各店舗までごみを取りに行っていたことから、バス通りへごみ収集車を長時間にわたって駐停車をさせることになり、バス等の走行に影響を与えていた。

そのため、これらの課題を解消するために商店街と市で協議を行い、コンテナ傾倒式ごみ収集車で収集が可能な専用の大型ごみ容器を平成 8 年に商店街として導入した。その後、平成 16 年に事業系ごみの収集が市から一般廃棄物収集運搬許可業者に移行、専用のごみ容器でなくてもよくなったため、買い替えに合わせて現在のごみ容器に順次更新されてきたものである。



3 現在の取組状況

当該エリアに設置されているごみ容器については、散乱や不法投棄防止など、公衆衛生の確保に貢献していること、また、大型であるため敷地内への収納が困難なことなど、早急な撤去に向けては課題が多い状況である。

また、平成 29 年度には新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備にあたり、ごみ容器について商店街と削減に向けた協議を行い、28 個ある大型ごみ容器を 21 個に減らすこととしている。

しかしながら、道路法上の課題があることから、現在、商店街に対して過去の経緯を踏まえた丁寧な説明を行うとともに解決に向けた手法等について、アイデアを出し合いながら相談を行っている。

【陳情第 15 号 駅前大通り商店街ほか】



① 1 個



② 3 個



③ 2 個



④ 2 個



⑤ 5 個



⑥ 2 個



クリーンな街からリサイクルを

川崎市クリーンリサイクルモデル(CRM)商店街推進事業



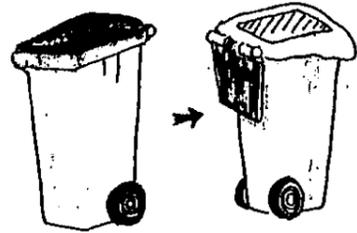
【ごみ排出・容器の取扱いマニュアル】

1 ごみの出し方

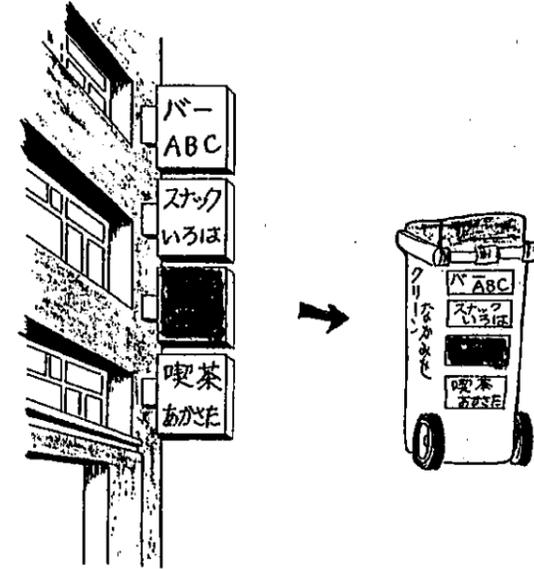
●ごみは必ず水を切って下さい。



●ごみは必ず一度ポリ袋等に入れて下さい。また、容器の内側にビニール等を貼ると清潔さを保ち、容器も長持ちします。



●容器は複数店舗で共同使用すると便利です。

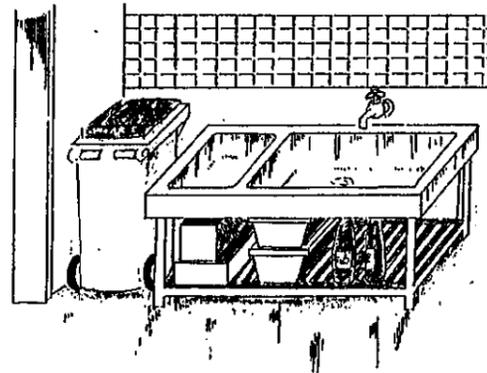
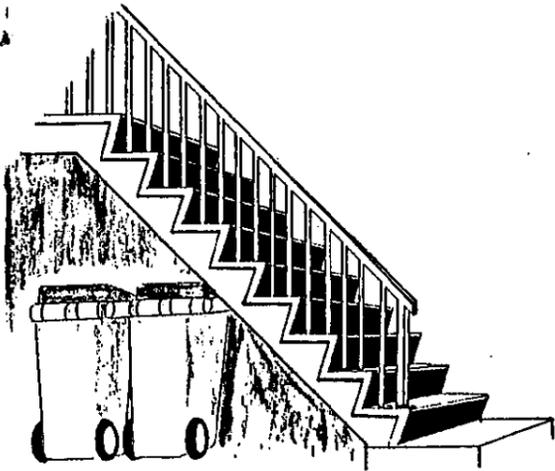


●容器はごみが収集された後に収納して下さい。

●容器・ごみステーションは清潔にしましょう。

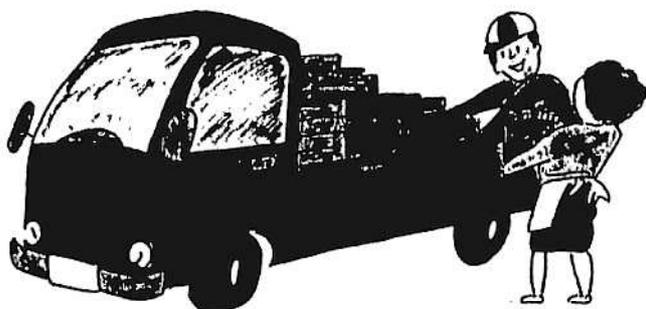
2 容器の扱い

●容器の収納場所は、ビルのデッドスペースあるいは、厨房の一部等をご利用下さい。



【リサイクルのすすめ】

- 段ボール・新聞・雑誌等の古紙類はリサイクル(資源回収)しましょう。



新聞紙は四つ折りに



雑誌・本は、同じ大きさに



段ボールは折りたたんで

※ぜんぶ、十文字にしぼって

- 空き缶は、指定曜日に指定の場所に排出(透明袋)して下さい。
- 空きビンは空きビンポストに色分け分別して入れて下さい。



- リサイクルの方法については、別途詳しくお知らせします。

クリーンリサイクルモデル商店街推進事業とは

川崎市では、ごみの散乱等により、街の景観を損なっている商店街・繁華街を清潔にし、また、ごみの減量化・再資源化による環境保護を目的に、クリーンリサイクルモデル商店街推進事業に取り組んでいます。

クリーンな街づくりとリサイクルの推進で、商店街のイメージアップを図り、新たな「商店街文化」をつくりましょう。

問い合わせ先

- 川崎市生活環境局
☎200-2558
☎200-2579

- 川崎生活環境事業所
☎541-2043